

特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第 因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法（平成二十年法律第二号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（給付金の請求期限）</p> <p>第五条 給付金の支給の請求は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに行わなければならない。</p> <p>一 この法律の施行の日から起算して十年を経過する日（次号において「経過日」という。）</p> <p>二（略）</p> <p>（追加給付金の支給）</p> <p>第七条 機構は、給付金の支給を受けた特定C型肝炎ウイルス感染者であつて、身体的状況が悪化したため、当該給付金の支給を受けた日から起算して二十年内に新たに前条第一号又は第二号に該当するに至つたものに対し、その者の請求に基づき、医療、健康管理等に係る経済的負担を含む健康被害の救済を図るものとして追加給付金を支給する。</p> <p>2（略）</p>	<p>（給付金の請求期限）</p> <p>第五条 給付金の支給の請求は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに行わなければならない。</p> <p>一 この法律の施行の日から起算して五年を経過する日（次号において「経過日」という。）</p> <p>二（略）</p> <p>（追加給付金の支給）</p> <p>第七条 機構は、給付金の支給を受けた特定C型肝炎ウイルス感染者であつて、身体的状況が悪化したため、当該給付金の支給を受けた日から起算して十年以内に新たに前条第一号又は第二号に該当するに至つたものに対し、その者の請求に基づき、医療、健康管理等に係る経済的負担を含む健康被害の救済を図るものとして追加給付金を支給する。</p> <p>2（略）</p>